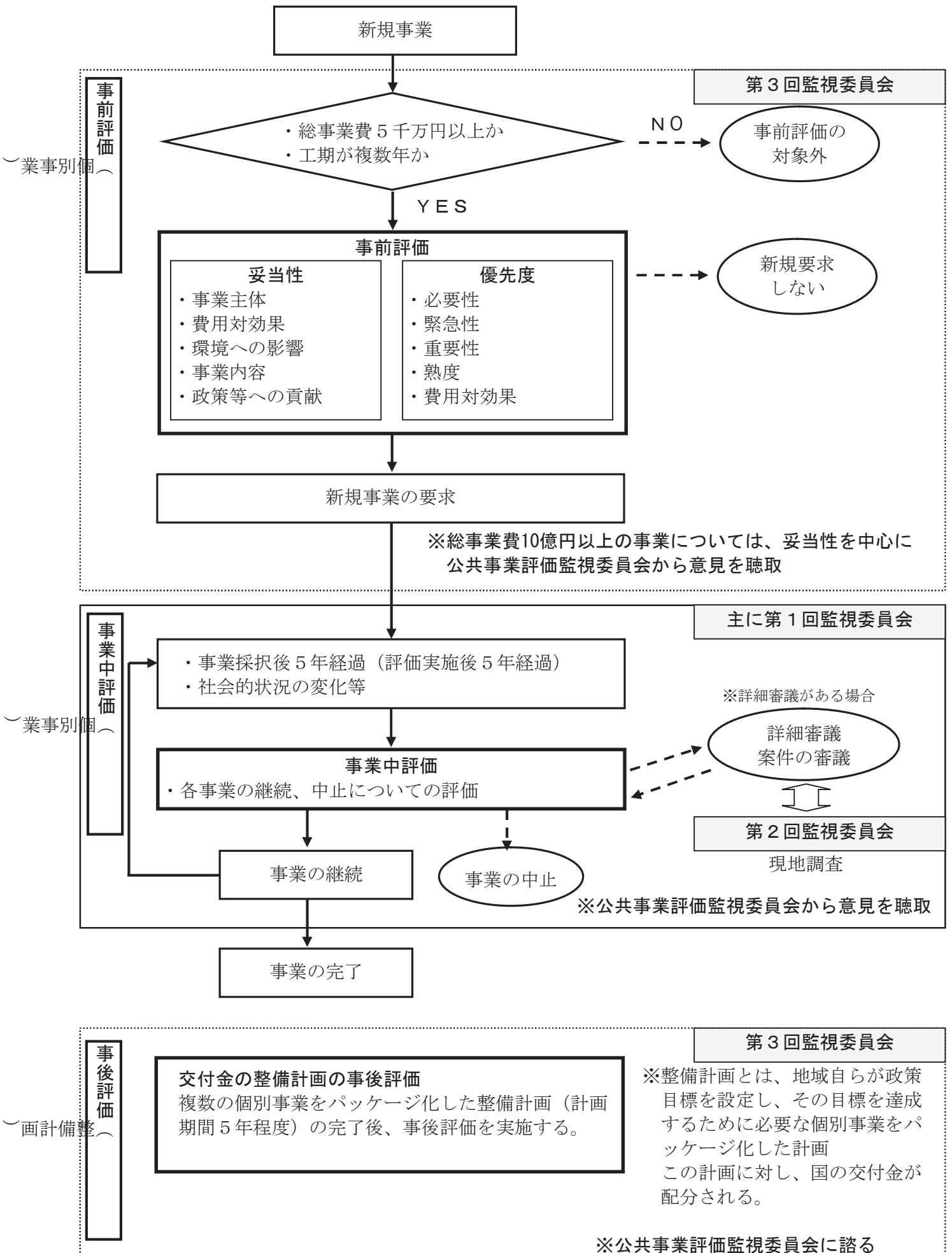


公共事業評価の流れ



(別表) 公共事業【事業中評価】における 評価区分と評価基準

資料1-2

事業の実施状況	期間延長			
	0年	1～5年	5年超	
	特に課題等がない 事業実施上の課題があるものの、計画の見直しは行わない、または若干の見直しが必要	継続A	継続A	継続B
	事業実施上の課題があり、一部事業の見直しが必要	継続B	継続B	継続B
	事業実施上の大きな課題があり、大幅な事業の見直しが必要	継続C	継続C	継続C
	事業実施上の大きな課題があり、事業の継続が妥当でない	中止	中止	中止
	上記によらず、対応方針案について個別に委員会に諮るもの	その他	その他	その他

※継続A及び継続B遅れの例

- 【予算措置】、【用地交渉(移転補償、共有地、相続)】等に係る遅れ。
 【他施設管理者(鉄道、電線、水道)との協議・調整】、【埋蔵文化財調査】による遅れ。
 【工事実施上の対策】による遅れ。
 工事実施上の対策の例
 ・自然災害(豪雨災害や地すべり災害等)の復旧及び対策
 ・軟弱地盤対策
 ・構造物の変更(盛土構造から橋梁構造への変更、橋梁形式・構造の変更)等

※継続C「計画の大幅な見直し」の例

- ・整備形態の変更(現道拡幅からバイパスへの変更)
 ・事業の目的や投資効果等に変化があり、事業の変更や縮小等が考えられるもの
 等、事業の経過期間に関わらず、事業中評価を実施する必要があると判断されるもの

暫定2車線⇒完成4車線整備への見直しや、保全対象区域の見直し等に伴う事業区間の大幅な縮小を含み、事業区間の擦りつけや、用地課題等による法線の一部変更は含まない。

実施要領の事業中評価対象案件(社会経済情勢等の変化などにより事業中評価を実施する必要がある場合は、経過期間にかかわらず事業中評価を実施)と整合

令和 7 年度のスケジュール（案）

時 期	審 議 内 容
8 月 27 日（水）	第 1 回公共事業評価監視委員会 ・ 事業中評価対象事業の審議 (28 事業※県土 23、農林 5) ・ 詳細審議案件の抽出
10 月中旬	第 2 回公共事業評価監視委員会 ・ 詳細審議案件の審議 ・ 現地調査
11 月下旬	第 3 回公共事業評価監視委員会 ・ 新規事業箇所について、事前評価対象事業の審議 (対象：総事業費 10 億円以上の事業) (15 事業※県土 1、農林 14) ・ 整備計画評価について、 事業中・事後評価対象計画の審議 (5 事業※県土 3、農林 2) ・ 事業評価対象事業の審議結果のとりまとめ ・ 意見のとりまとめ